

平成 17 年度退職金等に関する実態調査
報告書（概要）

平成 17(2005)年 9 月

財団法人 私立大学退職金財団

平成 17 年 4 月 27 日～6 月 10 日にかけて、退職資金交付事業の改善充実に資することを目的として、維持会員の退職金制度等の現状を調査した。

調査対象数は、610 会員（前年 613 会員）であり、すべての会員より回答をいただいた(回答率 100%)。

調査内容は、6 項目(22 問)であり、以下に調査結果の概要を示す。

I 教職員の登録状況

退職金の支給対象となる教職員の当財団への登録状況は、全体で 131,922 人(75.2%)であり、内訳は、教員が、77,769 人(91.0%)、職員が 54,153 人(60.2%)である。

教員の登録内訳は、大学法人 74,439 人(90.9%)、短期大学法人と高等専門学校法人（以下、「短大法人等」という。）3,330 人(93.5%)である。

職員の登録内訳は、大学法人 51,960 人(59.3%)、短大法人等 2,193 (92.5%)であり、大学法人の登録率は、前年同様、他に比べ低い状況にある（看護師等医療系職員の登録者が少ない）。

退職金を支給する者の数を前年度と比較すると、教員は 333 人増加しているが、職員は 7,487 人減少している。後述する定年年齢の引き下げ、退職金支給日の繰り下げと合わせて考えると、厳しい経営環境を反映したものとなっている。

なお、高等学校等を設置する会員の内、都道府県の退職金団体へ加入している会員は、394 会員(84.0%)であった。

II 定年制

教職員の定年年齢のうち最も多かったのは、教員で 65 歳(47.7%)、職員で 60 歳(48.6%)であり、次に多いのは教員の 70 歳(21.5%)、職員の 65 歳(35.2%)であった。定年年齢を前年度と比較すると、教員は 65 歳が増加し 70 歳が減少、職員は 60 歳が増加し 65 歳が減少しており全体として定年年齢が引き下げられる傾向にある。

選択定年制の教職員に対して優遇制度を設けている会員(教員又は職員のどちらかに対して優遇制度を設けている会員を含む。)は、大学法人の 138 会員(29.4%)、短大法人等の 12 会員(8.5%)となっておりその大半(大学法人 133 会員(96.4%)、短大法人等 10 会員(83.3%))が割増退職金を支給している。

Ⅲ 退職金の支給

退職金の支給について、「退職一時金のみ」を採用している会員が 593 会員 (97.2%) であり、「退職一時金と退職年金の併用」が 12 会員 (2.0%) であった。

退職一時金の算定方法は、「最終の基本給等算定基礎額×支給率」を採用している会員が 583 会員 (96.4%) であり、本年から初めて 3 会員(0.5%)がポイント制(ポイント制とは、成果主義の一種で、勤務年数のほか役職経験年数等を加え、点数化したものを基礎とする)を採用している。

「基本給等算定基礎額」は、退職時の俸給月額としている会員が 488 会員 (83.8%) であり、その他として退職時以外の額を基礎としている会員が 90 会員 (16.3%) であった。

退職金の支給率の基準は、大学法人と短大法人等で異なっている。

大学法人は、「その他」(独自の支給率を設定している会員等) 265 会員 (59.1%)、短大法人等は「当財団の交付率と同じ」74 会員 (54.8%) が最も多くなっている。次いで大学法人は「当財団の交付率と同じ」が 137 会員(30.6%)、短大法人等は「その他」(独自の支給率を設定している会員等)47 会員(34.8%)となっている。

退職金の支給日までの期間は、「退職日」に支給している会員が 222 会員 (36.3%) で最も多く、次いで「1ヶ月以内」としている会員が 187 会員 (30.7%) である。退職日から1ヶ月以内を支給日としている会員の合計は 482 会員 (79.0%)となっている。退職金支給日を前年度と比較すると、「1ヶ月以内」が 69 会員減少し、「2ヶ月以内」とする会員が 47 会員増加している。

Ⅳ 失業教員に対する退職金の支給

雇用保険に加入している会員は、大学法人の 189 会員 (40.3%)、短大法人等 108 会員 (76.6%) となっており、雇用保険に加入予定の会員を加えると全体で 585 会員 (95.9%) になっている。この結果、雇用保険に「加入していない会員」は昨年の 382 会員 (62.3%) から 25 会員 (4.1%) に減少している。雇用保険に加入予定の 288 会員の加入予定日は、来年 4 月 1 日が 263 会員で最も多く、次いで来年 5 月 1 日が 21 会員となっている。

Ⅴ 退職給与引当金

退職給与引当金の計上方式は、580 会員 (95.1%) が「期末要支給額計上方式」を採用している。このほか大学法人の 4 会員、短大法人等の 4 会員が「将来支給額予測方式」を採用している。

退職給与引当金の計上割合は、100%計上している会員が 390 会員(63.9%)、50%を計上している会員が 101 会員(16.6%)となっている。100%計上している会員は前年度と比較すると 26 会員増加している。

また、退職給与引当金の会計処理は、592 会員 (97.0%) が公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号に則り会計処理を行っている。

VI 賃金（給与）制度

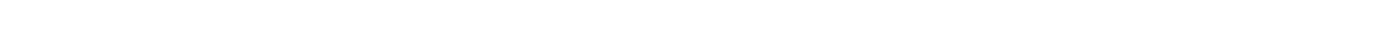
教職員の賃金(給与)水準は、「国家公務員に準拠」と「概ね国家公務員より高い」を合わせると教員は 465 会員 (76.2%)、職員は 433 会員 (71.0%) となっている。

教職員に任期制を導入している会員は 313 会員(51.3%)となっている。このうち「一部の教員」を任期制としている会員は 288 会員(92.0%)であり、「一部の職員」を任期制としている会員は 161 会員(51.4%)であった。また、任期制で雇用されている教職員のうち「退職金給付有」とした会員は、教員が 192 会員(63.4%)、職員が 77 会員(46.7%)であった。

また、任期制を導入した時期を「平成 16(2004)年」以前とした会員は、教員が 243 会員(80.2%)、職員が 125 会員(75.8%)であるが、過去 5 年間では増加する傾向にある。

教職員に年俸制を導入している会員は 156 会員 (25.6%)、このうち、「一部の教員」を年俸制としている会員は 141 会員(90.4%)、また「一部の職員」を年俸制としている会員は 88 会員 (56.4%) であった。また、年俸制で雇用されている教職員のうち、「退職金給付有」とした会員は、教員が 68 会員 (45.3%)、職員が 40 会員 (43.5%) であった。年俸制を導入した時期を「平成 16(2004)年」以前とした会員は、教員が 117 会員 (78.0%)、職員が 65 会員 (70.7%) であるが、過去 5 年間では増加する傾向にある。

以上



平成 17 年度退職金等に関する実態調査
集計データ



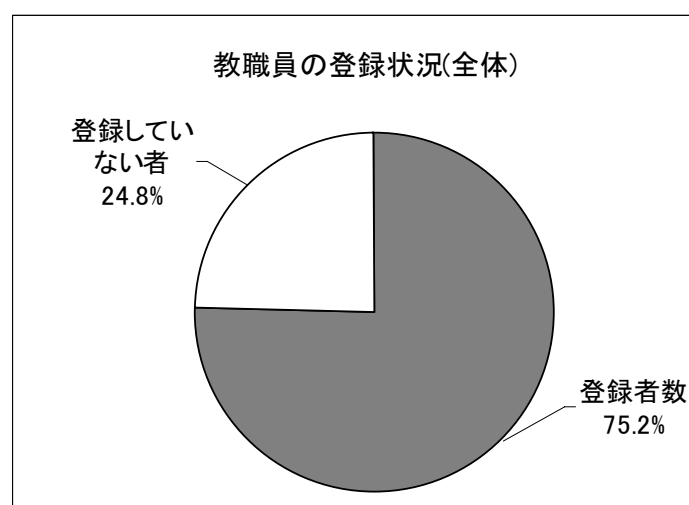
I 教職員の登録状況

B1 教職員の登録状況

		大学法人	短大法人等	合 計
教 員	退職金を支給する者の数 (人)	81,880 〔81,425〕	3,563 〔3,685〕	85,443 〔85,110〕
	財団への登録者数 (人)	74,439 〔74,137〕	3,330 〔3,407〕	77,769 〔77,544〕
	登 録 割 合 (%)	90.9 〔 91.0〕	93.5 〔 92.5〕	91.0 〔 91.1〕
職 員	退職金を支給する者の数 (人)	87,648 〔95,062〕	2,372 〔2,445〕	90,020 〔97,507〕
	財団への登録者数 (人)	51,960 〔52,177〕	2,193 〔2,218〕	54,153 〔54,395〕
	登 録 割 合 (%)	59.3 〔 54.9〕	92.5 〔 90.7〕	60.2 〔 55.8〕
合 計	退職金を支給する者の数 (人)	169,528 〔176,487〕	5,935 〔6,130〕	175,463 〔182,617〕
	財団への登録者数 (人)	126,399 〔126,314〕	5,523 〔5,625〕	131,922 〔131,939〕
	登 録 割 合 (%)	74.6 〔 71.6〕	93.1 〔 91.8〕	75.2 〔 72.2〕

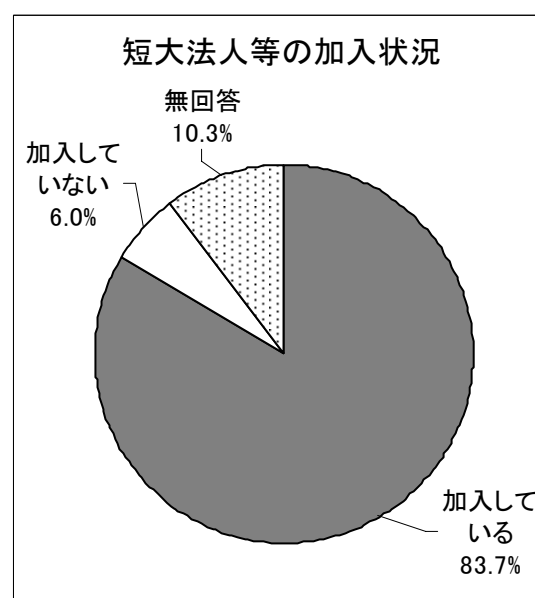
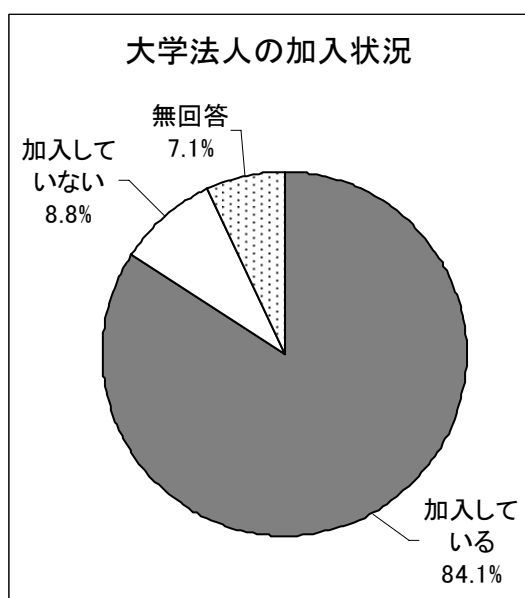
(短大法人等には高専法人を含む。以下同様。)

(表の下段の数字は平成 16 年度調査時のもの。以下同様。)



B2 高等学校等に常時勤務する教職員の都道府県退職金団体への加入状況
(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
大学等のみ設置する法人	116(24.7) [112(23.9)]	25(17.7) [23(15.9)]	141(23.1) [135(22.0)]
高等学校等を設置する法人	353(75.3) [356(76.1)]	116(82.3) [122(84.1)]	469(76.9) [478(78.0)]
加入している	297(84.1) [279(78.4)]	97(83.7) [100(82.0)]	394(84.0) [379(79.3)]
加入していない	31(8.8) [27(7.6)]	7(6.0) [7(5.7)]	38(8.1) [34(7.1)]
無 回 答	25(7.1) [50(14.0)]	12(10.3) [15(12.3)]	37(7.9) [65(13.6)]
合 計	469(100.0) [468(100.0)]	141(100.0) [145(100.0)]	610(100.0) [613(100.0)]

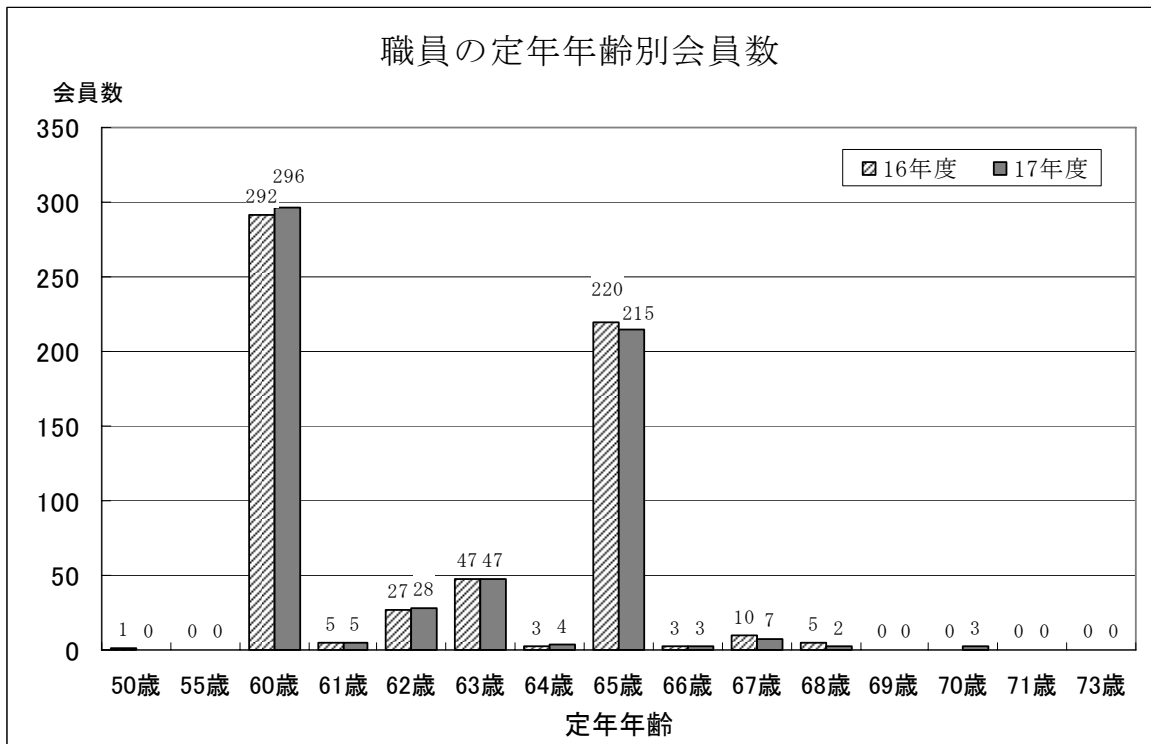
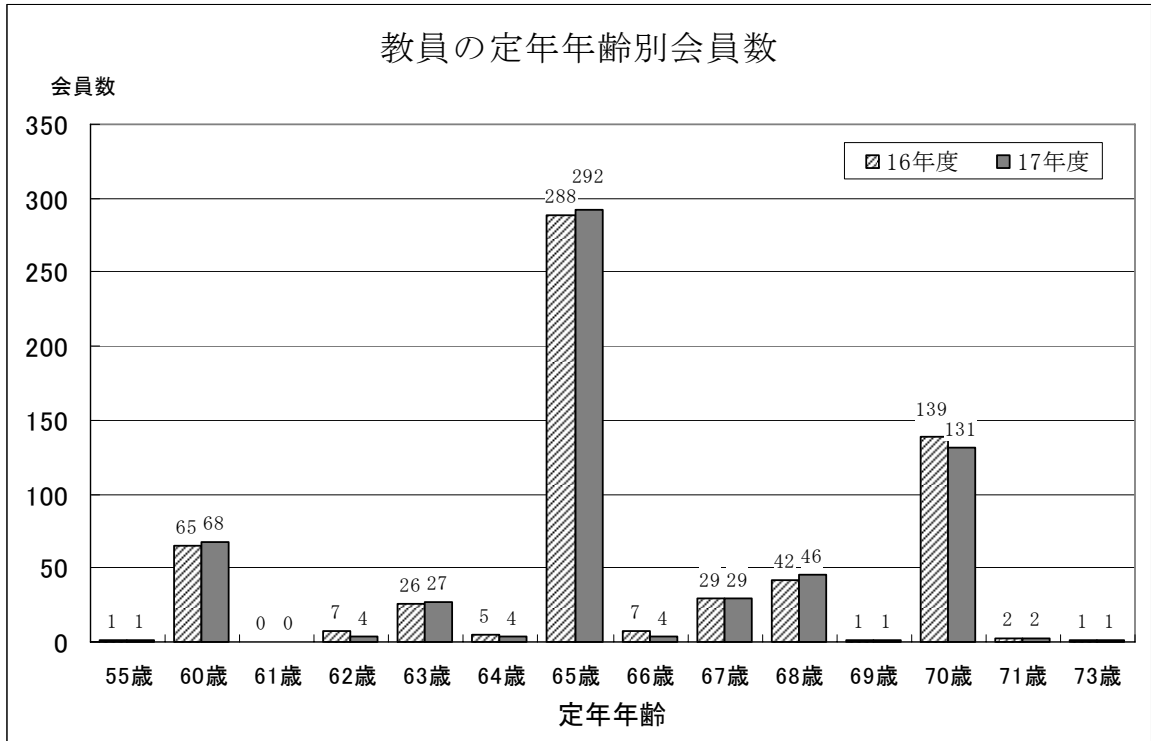


Ⅱ 定年制

C1-1 大学等に常時勤務する教職員の定年年齢

(単位：会員数(%))

定年 年齢	教 員			職 員		
	大学法人	短大法人等	合 計	大学法人	短大法人等	合 計
50	0 0	0 0	0 0	0 0	0 〔 1(0.7)〕	0 〔 1(0.2)〕
55	0 0	1(0.7) 〔 1(0.7)〕	1(0.2) 〔 1(0.2)〕	0 0	0 0	0 0
60	32(6.8) 〔 30(6.4)〕	36(25.5) 〔 35 (24.1)〕	68(11.1) 〔 65(10.6)〕	209(44.5) 〔207(44.2)〕	87(61.8) 〔 85(58.6)〕	296 (48.6) 〔292(47.6)〕
61	0 0	0 0	0 0	4(0.9) 〔 4(0.9)〕	1(0.7) 〔 1(0.7)〕	5(0.8) 〔 5(0.8)〕
62	2(0.4) 〔 3(0.6)〕	2(1.4) 〔 4(2.8)〕	4(0.7) 〔 7(1.1)〕	23(4.9) 〔 21(4.5)〕	5(3.5) 〔 6(4.1)〕	28(4.6) 〔 27(4.4)〕
63	17 (3.6) 〔 16(3.4)〕	10 (7.1) 〔 10(6.9)〕	27(4.4) 〔 26(4.2)〕	38(8.1) 〔 35(7.5)〕	9(6.4) 〔 12(8.3)〕	47(7.7) 〔 47(7.7)〕
64	3(0.6) 〔 4(0.9)〕	1(0.7) 〔 1(0.7)〕	4(0.7) 〔 5(0.8)〕	4(0.9) 〔 3(0.6)〕	0 0	4(0.7) 〔 3(0.5)〕
65	227(48.6) 〔222(47.4)〕	65(46.1) 〔 66(45.4)〕	292(47.7) 〔288(47.0)〕	179(38.2) 〔183(39.1)〕	36(25.5) 〔 37(25.5)〕	215(35.2) 〔220(35.9)〕
66	2(0.4) 〔 4(0.9)〕	2(1.4) 〔 3(2.1)〕	4(0.7) 〔 7(1.1)〕	3(0.6) 〔 3(0.6)〕	0 0	3(0.5) 〔 3(0.5)〕
67	23(4.9) 〔 22(4.7)〕	6(4.3) 〔 7(4.8)〕	29(4.8) 〔 29(4.7)〕	6(1.3) 〔 9(1.9)〕	1(0.7) 〔 1(0.7)〕	7(1.1) 〔 10(1.6)〕
68	40(8.5) 〔 38(8.1)〕	6(4.3) 〔 4(2.8)〕	46(7.5) 〔 42(6.9)〕	0 0	2(1.4) 0	2(0.3) 0
69	1(0.2) 〔 1(0.2)〕	0 0	1(0.2) 〔 1(0.2)〕	0 0	0 0	0 0
70	119(25.4) 〔125(26.7)〕	12(8.5) 〔 14(9.7)〕	131(21.5) 〔139(22.7)〕	3(0.6) 〔 3(0.6)〕	0 〔 2(1.4)〕	3(0.5) 〔 5(0.8)〕
71	2(0.4) 〔 2(0.4)〕	0 0	2(0.3) 〔 2(0.3)〕	0 0	0 0	0 0
73	1(0.2) 〔 1(0.2)〕	0 0	1(0.2) 〔 1(0.2)〕	0 0	0 0	0 0
計	469(100.0) 〔468(100.0)〕	141(100.0) 〔145(100.0)〕	610(100.0) 〔613(100.0)〕	469(100.0) 〔468(100.0)〕	141(100.0) 〔145(100.0)〕	610(100.0) 〔613(100.0)〕

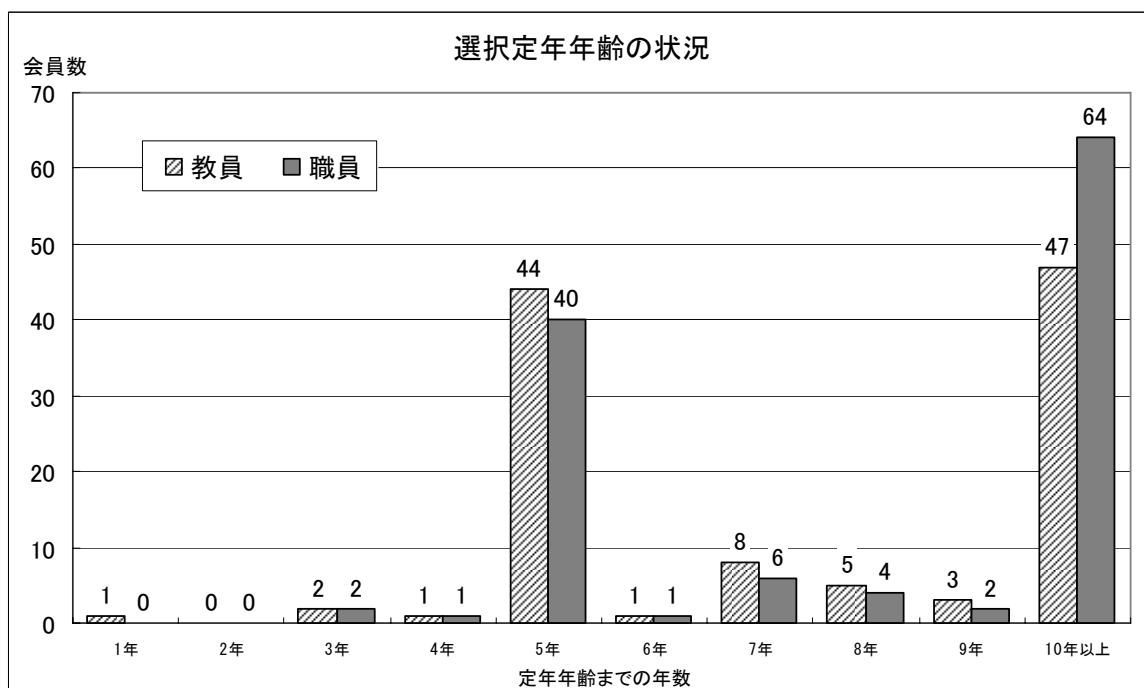


※ C1-2 選択定年年齢の状況

(単位：会員数(%))

規定の定年年齢までの年数	大学法人		短大法人等		合 計	
	教員	職員	教員	職員	教員	職員
1年	1(1.0)	0	0	0	1(0.9)	0
2年	0	0	0	0	0	0
3年	1(1.0)	2(1.8)	1(12.5)	0	2(1.8)	2(1.7)
4年	1(1.0)	1(0.9)	0	0	1(0.9)	1(0.8)
5年	44(42.2)	38(33.9)	0	2(25.0)	44(39.3)	40(33.3)
6年	1(1.0)	1(0.9)	0	0	1(0.9)	1(0.8)
7年	7(6.7)	6(5.4)	1(12.5)	0	8(7.1)	6(5.0)
8年	5(4.8)	4(3.6)	0	0	5(4.5)	4(3.3)
9年	3(2.9)	2(1.8)	0	0	3(2.6)	2(1.7)
10年以上	41(39.4)	58(51.7)	6(75.0)	6(75.0)	47(42.0)	64(53.4)
合 計	104(100.0)	112(100.0)	8(100.0)	8(100.0)	112(100.0)	120(100.0)

(※印を付した問いは平成 17 年度に追加したもの。以下同様。)



※ C2 選択定年制の対象者に対する優遇制度を設けていますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
設 け て い る	138(29.4)	12(8.5)	150(24.6)
設 け て い な い	233(49.7)	83(58.9)	316(51.8)
無 回 答	98(20.9)	46(32.6)	144(23.6)
合 計	469(100.0)	141(100.0)	610(100.0)

※ C3 優遇制度を設けている会員の割増退職金の支給状況

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
支 給 し て い る	133(96.4)	10(83.3)	143(95.3)
支 給 し て い な い	5(3.6)	2(16.7)	7(4.7)
合 計	138(100.0)	12(100.0)	150(100.0)

Ⅲ 退職金の支給

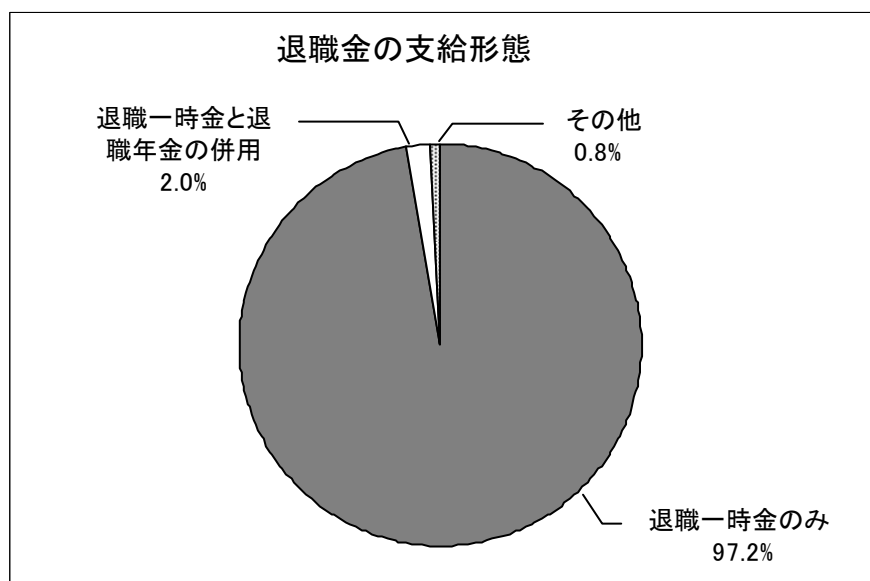
D1 退職金の支給形態は次のどれを基本としていますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合計
退職一時金のみ	455(97.1) [453(96.8)]	138(97.9) [139(95.8)]	593(97.2) [592(96.6)]
退職年金のみ	0 0	0 0	0 0
退職一時金と退職年金の併用	11(2.3) [13(2.8)]	1(0.7) [3(2.1)]	12(2.0) [16(2.6)]
その他	3(0.6) [2(0.4)]	2(1.4) [3(2.1)]	5(0.8) [5(0.8)]
合計	469(100.0) [468(100.0)]	141(100.0) [145(100.0)]	610(100.0) [613(100.0)]

その他の主なもの

- ・ 教員は「退職一時金」、職員は「退職一時金と退職年金の併用」



D2 退職一時金又は退職一時金と退職年金の併用と回答した会員の退職一時金の算定方法

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合計
最終の基本給等算定基礎額 ×支給率	448(96.2) [461(98.9)]	135(97.1) [141(99.3)]	583(96.4) [602(99.0)]
ポイント制	3(0.6) 0	0 0	3(0.5) 0
その他	12(2.6) [5(1.1)]	3(2.2) [1(0.7)]	15(2.5) [6(1.0)]
無回答	3(0.6) 0	1(0.7) 0	4(0.6) 0
合計	466(100.0) [466(100.0)]	139(100.0) [142(100.0)]	605(100.0) [608(100.0)]

その他の主なもの

- ・ 最終俸給×勤続年数×支給率
- ・ 勤続期間中の本給(月額)の最高額×勤続年数に応ずる支給率
- ・ 最終俸給以外の基礎額×支給率
- ・ 退職日における号俸から4号俸(教員)、1号俸(職員)を差引いた号俸の額×支給率

D3 「最終の基本給等算定基礎額×支給率」と回答した会員の最終の基本給等算定基礎額

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給月額	373(83.3) [386(83.7)]	115(85.2) [120(85.1)]	488(83.8) [506(84.1)]
そ の 他	73(16.3) [72(15.6)]	17(12.6) [19(13.5)]	90(16.3) [91(15.1)]
無 回 答	2(0.4) [3(0.7)]	3(2.2) [2(1.4)]	5(0.9) [5(0.8)]
合 計	448(100.0) [461(100.0)]	135(100.0) [141(100.0)]	583(100.0) [602(100.0)]

その他の主なもの

- ・ 退職時基本給に係数を除し、基礎額を算出
- ・ 退職時の日本私立学校振興・共済事業団における標準給与月額(長期)(上限 59 万円)
- ・ 基本給+各種手当
- ・ 20 年以上勤続している場合は本俸 1 号俸上位の号俸
- ・ (本俸+調整給)の最終 1 年分×1/12
- ・ 前月の基本給
- ・ 退職年度の 11 月分の俸給月額
- ・ 退職前 2 年間の平均標準給与月額
- ・ 退職年金規程適用者は、退職時の本俸月額×10/16+年功手当
- ・ 退職発令日以前 3 ヶ月平均本俸月額
- ・ 58 才を超えて退職する場合、58 才時の級号に基づく現在の本俸月額

D4 「最終の基本給等算定基礎額×支給率」と回答した会員の支給率は何を基準としていますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
国家公務員退職手当法を準用	46(10.3) 〔 47(10.2)〕	14(10.4) 〔 9(6.4)〕	60(10.3) 〔 56(9.3)〕
当財団の交付率と同じ	137(30.6) 〔167(36.2)〕	74(54.8) 〔 86(61.0)〕	211(36.2) 〔253(42.0)〕
そ の 他	265(59.1) 〔247(53.6)〕	47(34.8) 〔 46(32.6)〕	312(53.5) 〔293(48.7)〕
合 計	448(100.0) 〔461(100.0)〕	135(100.0) 〔141(100.0)〕	583(100.0) 〔602(100.0)〕

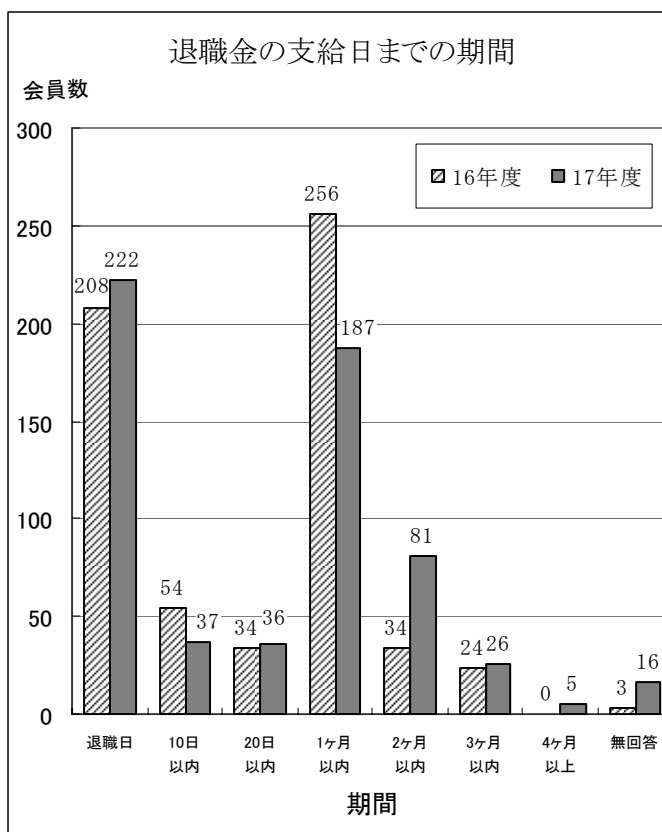
その他の主なもの

- ・ 法人独自の退職手当規程による
- ・ 国家公務員退職手当法と貴財団交付率のいずれか高い率
- ・ 10年までは勤続年数、それ以上は旧貴財団交付率と同じ
- ・ 平成6年3月31日以前の任用者は昭和60年改正の前の国家公務員退職手当法による支給率を、平成6年4月1日以後の任用者は、昭和60年改正国家公務員退職手当に準拠
- ・ 改正前の貴財団交付率と同じ(自己都合)、定年・死亡退職の場合は割増交付率
- ・ 県職員退職手当支給条例を参考
- ・ 貴財団と県の退職金社団の支給率の高い方を基準
- ・ 教員は貴財団の交付率と同じ、職員は学園独自の支給率
- ・ 教授は「国家公務員退職手当法」、それ以外の教職員は県の「教員の退職手当に関する条例」に準拠

D5 退職金の支給日までの期間

(単位：会員数(%))

支給日までの期間	件数
退職日	222(36.3) [208(33.9)]
退職後10日以内	37(6.1) [54(8.8)]
〃 20日以内	36(5.9) [34(5.5)]
〃 1か月以内	187(30.7) [256(41.9)]
〃 2か月以内	81(13.3) [34(5.5)]
〃 3か月以内	26(4.3) [24(3.9)]
〃 4か月以上	5(0.8) [0(0.0)]
無回答	16(2.6) [3(0.5)]
合計	610(100.0) [613(100.0)]

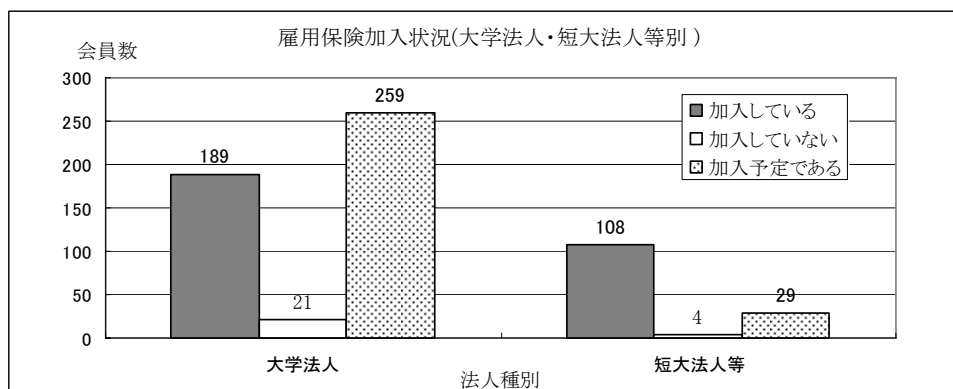
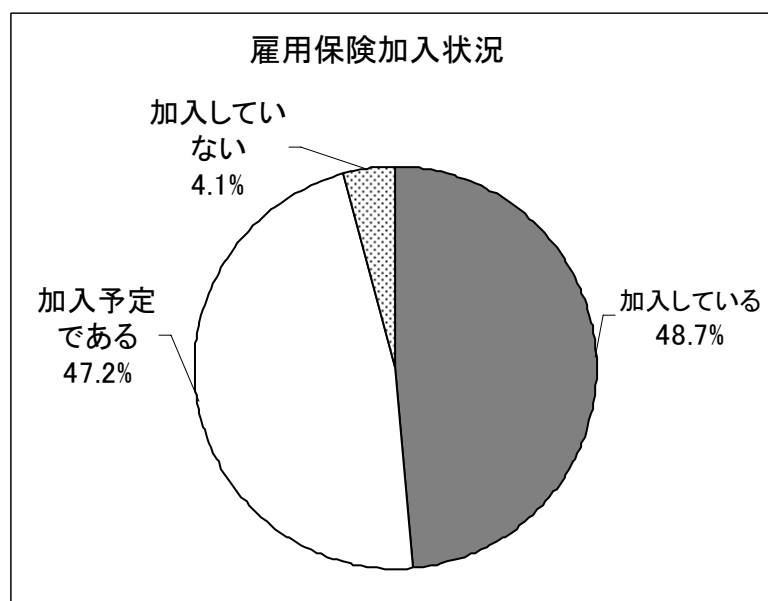


IV 失業教員に対する退職金の支給

E1 大学等の教員は雇用保険に加入していますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
加入している	189(40.3) [140(29.9)]	108(76.6) [91(62.8)]	297(48.7) [231(37.7)]
加入していない	21(4.5) [328(70.1)]	4(2.8) [54(37.2)]	25(4.1) [382(62.3)]
加入の予定である	259(55.2) -	29(20.6) -	288(47.2) -
合 計	469(100.0) [468(100.0)]	141(100.0) [145(100.0)]	610(100.0) [613(100.0)]



※ E2 雇用保険に加入予定の時期はいつですか

(単位：会員数)

加入予定日	回答件数
平成 17 (2005)年 7 月 1 日	1
〃 10 月 1 日	1
平成 18 (2006)年 3 月 1 日	1
〃 4 月 1 日	263
〃 5 月 1 日	21
検 討 中	1
合 計	288

E3 国家公務員退職手当法第 10 条(失業者の退職手当)に相当する規定を定めていますか(E1 で「加入していない」と回答した会員)

E1 で「加入していない」と回答した会員で規定を定めている会員はなかった

E4 国家公務員退職手当法第 10 条(失業者の退職手当)に相当する規定を定めている会員の規定の内容(E3 で「定めている」と回答した会員)

E3 で「定めている」と回答した会員はなかった

V 平成 16 年度の退職給与引当金

F1 退職給与引当金の計上方式は次のどの方式を採用していますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人等	合 計
将来支給額予測方式	4(0.9) 〔 4(0.9)〕	4(2.8) 〔 2(1.4)〕	8(1.3) 〔 6(1.0)〕
期末要支給額計上方式	453(96.6) 〔452(96.5)〕	127(90.1) 〔131(90.3)〕	580(95.1) 〔583(95.0)〕
そ の 他	11(2.3) 〔 8(1.7)〕	10(7.1) 〔 12(8.3)〕	21(3.4) 〔 20(3.3)〕
無 回 答	1(0.2) 〔 4(0.9)〕	0 0	1(0.2) 〔 4(0.7)〕
合 計	469(100.0) 〔468(100.0)〕	141(100.0) 〔145(100.0)〕	610(100.0) 〔613(100.0)〕

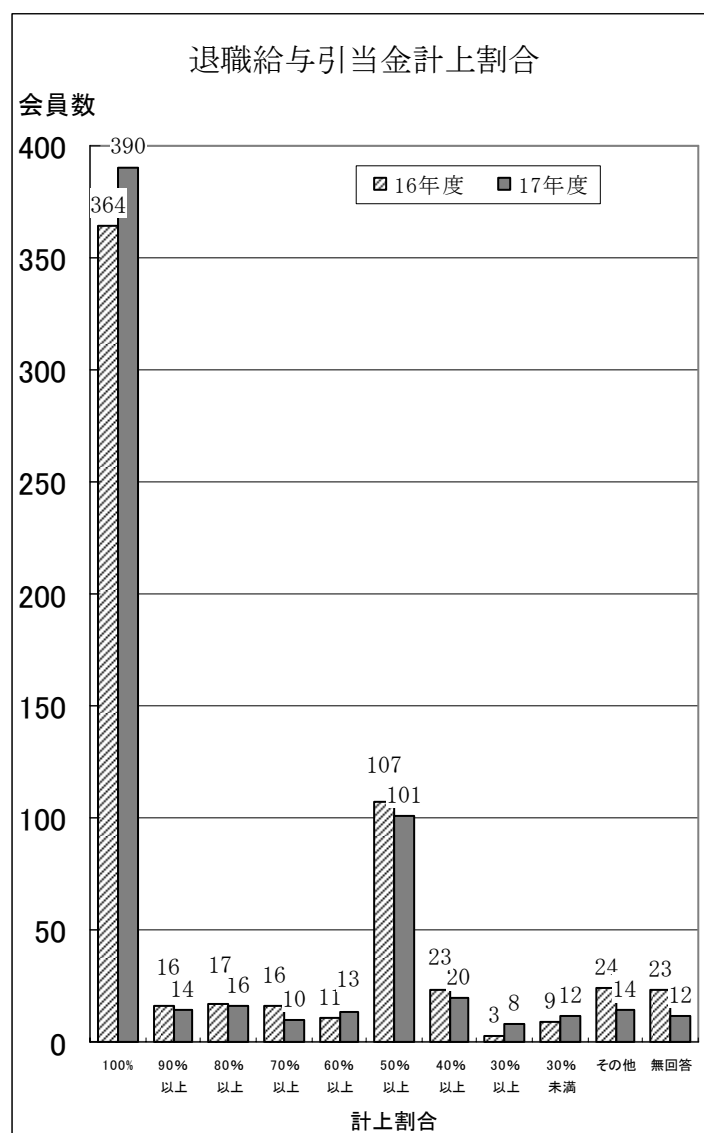
その他の主なもの

- ・ 退職給与引当金は計上していない
- ・ 財団未加入分分担相当額
- ・ 退職金財団交付金相当額を計上
- ・ 年度末時点での退職手当対象本俸の 1 か月分を計上

F2 退職給与引当金は要支給額の何%を計上していますか

(単位：会員数(%))

割合	会員数
100%	390(63.9) [364(59.4)]
90%以上	14(2.3) [16(2.6)]
80%以上	16(2.6) [17(2.8)]
70%以上	10(1.6) [16(2.6)]
60%以上	13(2.1) [11(1.8)]
50%以上	101(16.6) [107(17.5)]
40%以上	20(3.3) [23(3.8)]
30%以上	8(1.3) [3(0.5)]
30%未満	12(2.0) [9(1.5)]
その他	14(2.3) [24(3.9)]
無回答	12(2.0) [23(3.8)]
合計	610(100.0) [613(100.0)]



F3 公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号による会計処理を行っていますか

(単位：会員数(%))

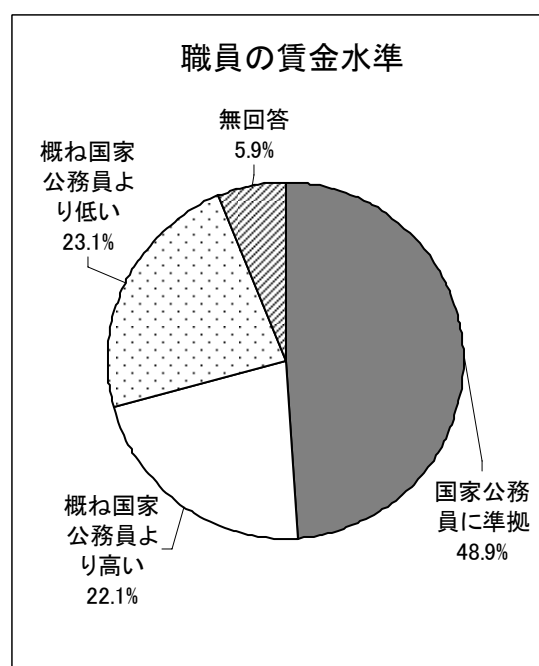
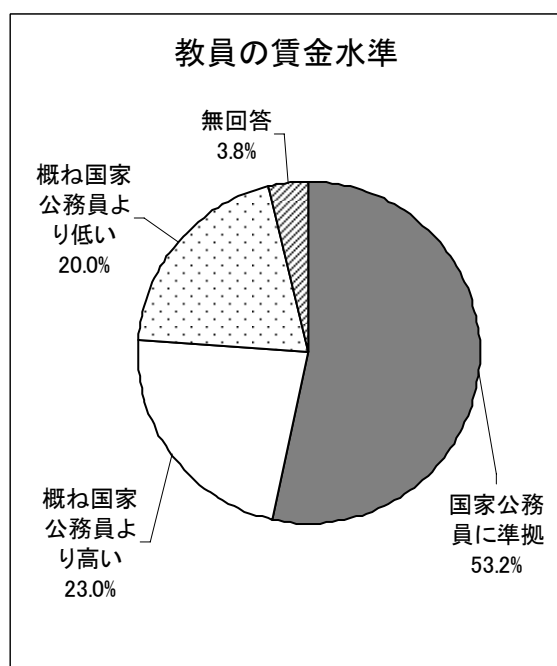
	大学法人	短大法人等	合 計
行 っ て い る	458(97.7) [448(95.7)]	134(95.1) [134(92.4)]	592(97.0) [582(95.0)]
行 っ て い な い	7(1.5) [6(1.3)]	5(3.5) [4(2.8)]	12(2.0) [10(1.6)]
無 回 答	4(0.8) [14(3.0)]	2(1.4) [7(4.8)]	6(1.0) [21(3.4)]
合 計	469(100.0) [468(100.0)]	141(100.0) [145(100.0)]	610(100.0) [613(100.0)]

VI 賃金(給与)制度

※ G1 教職員の賃金はどの水準にしていますか

(単位：会員数(%))

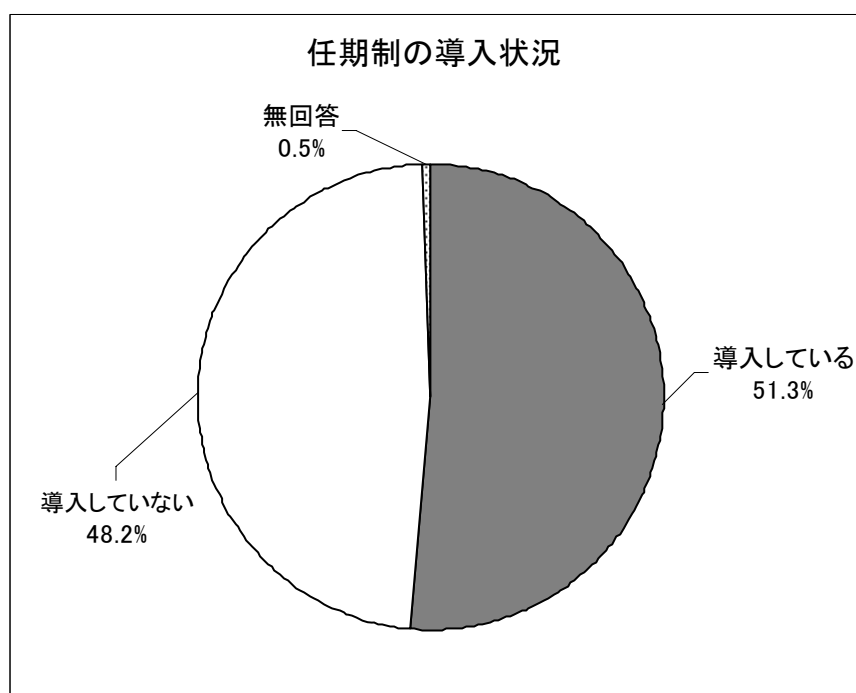
		大学法人	短大法人等	合計
教員	国家公務員に準拠	257(54.7)	68(48.3)	325(53.2)
	概ね国家公務員より高い	127(27.1)	13(9.2)	140(23.0)
	概ね国家公務員より低い	66(14.1)	56(39.7)	122(20.0)
	無回答	19(4.1)	4(2.8)	23(3.8)
	合計	469(100.0)	141(100.0)	610(100.0)
職員	国家公務員に準拠	235(50.1)	63(44.6)	298(48.9)
	概ね国家公務員より高い	123(26.2)	12(8.5)	135(22.1)
	概ね国家公務員より低い	81(17.3)	60(42.6)	141(23.1)
	無回答	30(6.4)	6(4.3)	36(5.9)
	合計	469(100.0)	141(100.0)	610(100.0)



G2 常時勤務する教職員に期限付きの任期制を導入していますか

(単位：会員数(%))

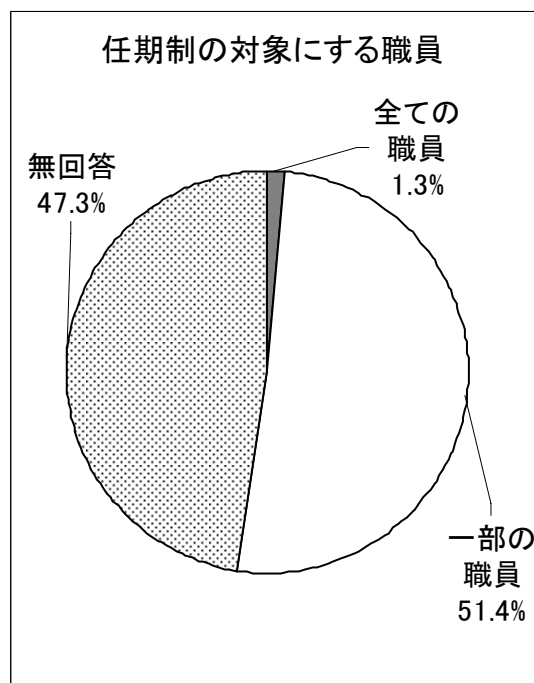
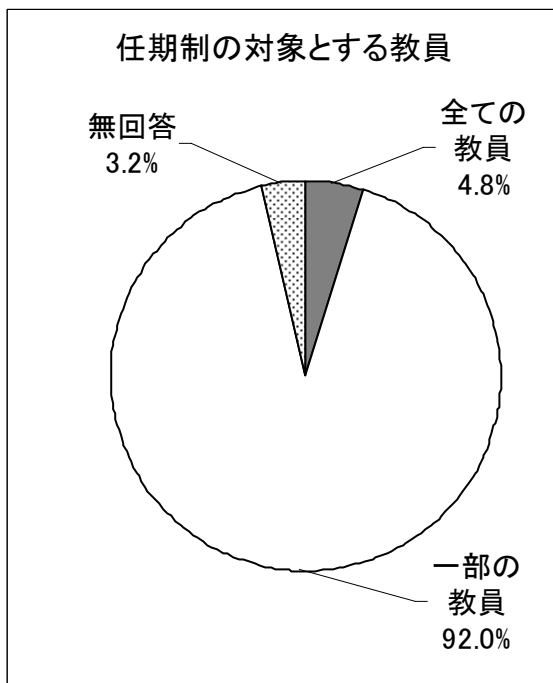
	大学法人	短大法人等	合 計
導入している	265(56.5) [204(43.6)]	48(34.0) [40(27.6)]	313(51.3) [244(39.8)]
導入していない	202(43.1) [262(56.0)]	92(65.3) [105(72.4)]	294(48.2) [367(59.9)]
無 回 答	2(0.4) [2(0.4)]	1(0.7) 0	3(0.5) [2(0.3)]
合 計	469(100.0) [468(100.0)]	141(100.0) [145(100.0)]	610(100.0) [613(100.0)]



※ G3-1 任期制の対象とする教職員の範囲

(単位：会員数(%))

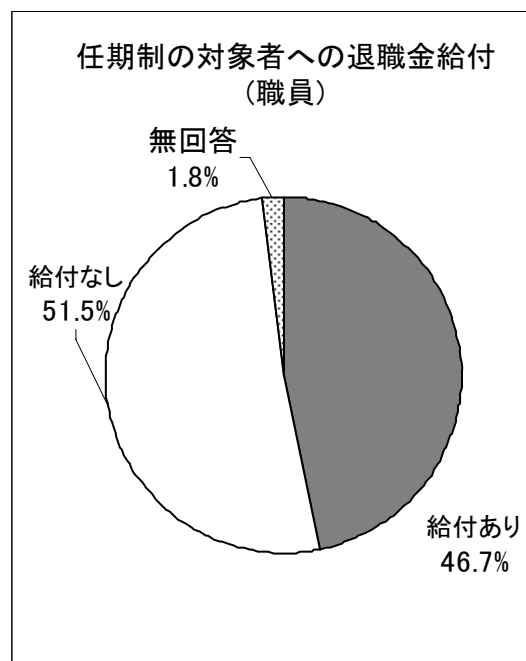
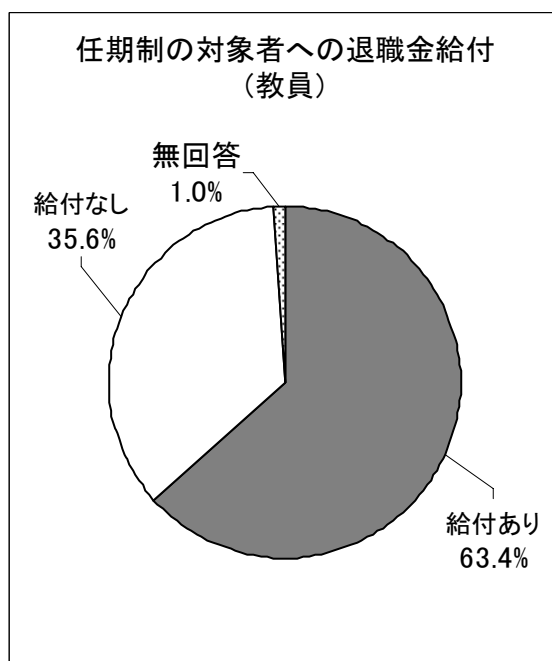
		大学法人	短大法人等	合計
教員	全ての教員	14(5.3)	1(2.1)	15(4.8)
	一部の教員	243(91.7)	45(93.7)	288(92.0)
	無回答	8(3.0)	2(4.2)	10(3.2)
	合計	265(100.0)	48(100.0)	313(100.0)
職員	全ての職員	2(0.8)	2(4.2)	4(1.3)
	一部の職員	126(47.5)	35(72.9)	161(51.4)
	無回答	137(51.7)	11(22.9)	148(47.3)
	合計	265(100.0)	48(100.0)	313(100.0)



※ G3-2 任期制の対象とする教職員への退職金給付の有無

(単位：会員数(%))

		大学法人	短大法人等	合 計
教 員	給 付 あり	169(65.7)	23(50.0)	192(63.4)
	給 付 なし	85(33.1)	23(50.0)	108(35.6)
	無 回 答	3(1.2)	0(0)	3(1.0)
	合 計	257(100.0)	46(100.0)	303(100.0)
職 員	給 付 あり	62(48.5)	15(40.5)	77(46.7)
	給 付 なし	63(49.2)	22(59.5)	85(51.5)
	無 回 答	3(2.3)	0(0)	3(1.8)
	合 計	128(100.0)	37(100.0)	165(100.0)



※ G3-3 任期制を導入した時期

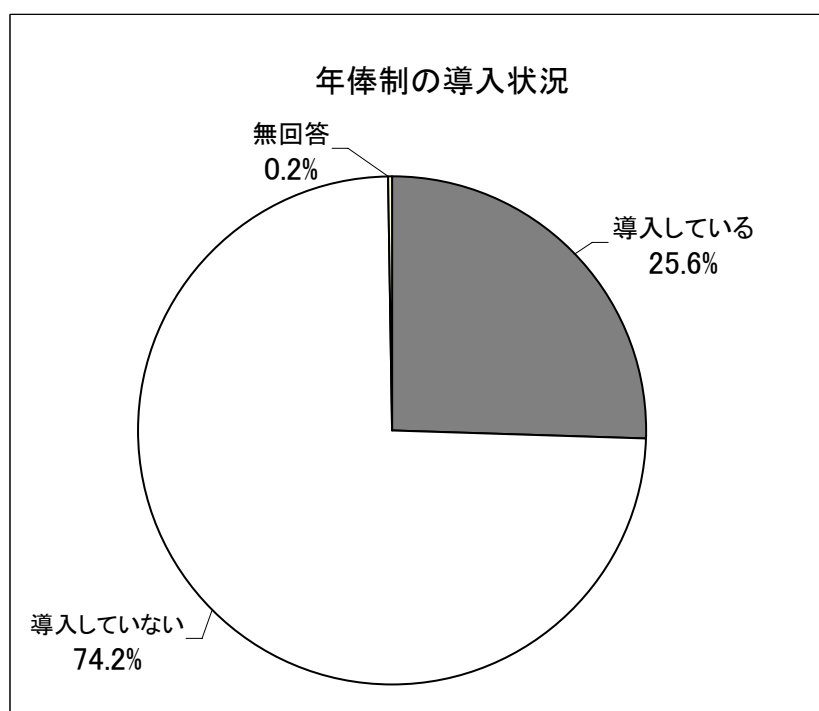
(単位：会員数(%))

導入時期	教員	職員
1980(昭和 55) 年以前	9 (3.0)	8 (4.8)
1981(昭和 56) 年～1990(平成 2) 年	11 (3.6)	12 (7.3)
1991(平成 3) 年～2000(平成 12) 年	80 (26.4)	49 (29.7)
2001(平成 13) 年	34 (11.2)	18 (10.9)
2002(平成 14) 年	31 (10.2)	17 (10.3)
2003(平成 15) 年	42 (13.9)	10 (6.1)
2004(平成 16) 年	36 (11.9)	11 (6.7)
2005(平成 17) 年	27 (8.9)	11 (6.7)
無 回 答	33 (10.9)	29 (17.6)
合 計	303 (100.0)	165 (100.0)

G4 常時勤務する教職員に年俸制を導入していますか

(単位：会員数(%))

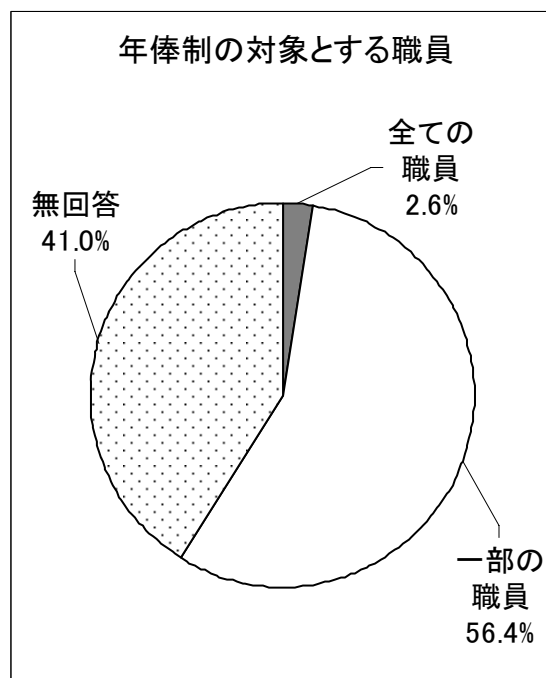
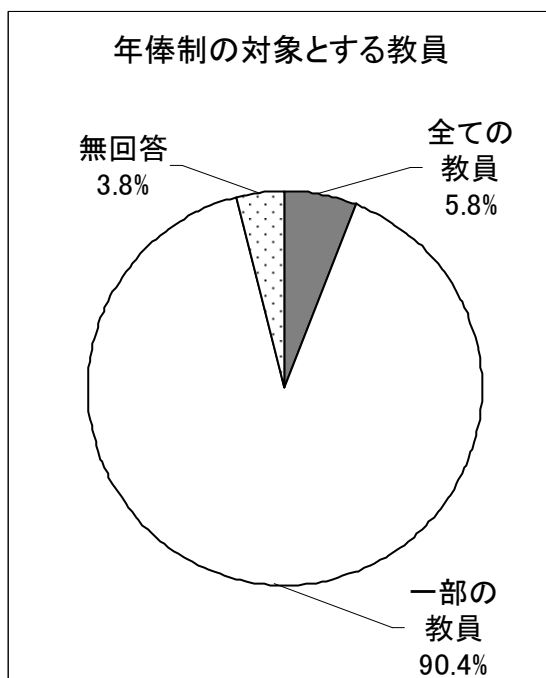
	大学法人	短大法人等	合 計
導入している	128(27.3) [110(23.5)]	28(19.9) [29(20.0)]	156(25.6) [139(22.7)]
導入していない	340(72.5) [350(74.8)]	113(80.1) [110(75.9)]	453(74.2) [460(75.0)]
無 回 答	1(0.2) [8(1.7)]	0 [6(4.1)]	1(0.2) [14(2.3)]
合 計	469(100.0) [468(100.0)]	141(100.0) [145(100.0)]	610(100.0) [613(100.0)]



※ G5-1 年俸制の対象とする教職員の範囲

(単位：会員数(%))

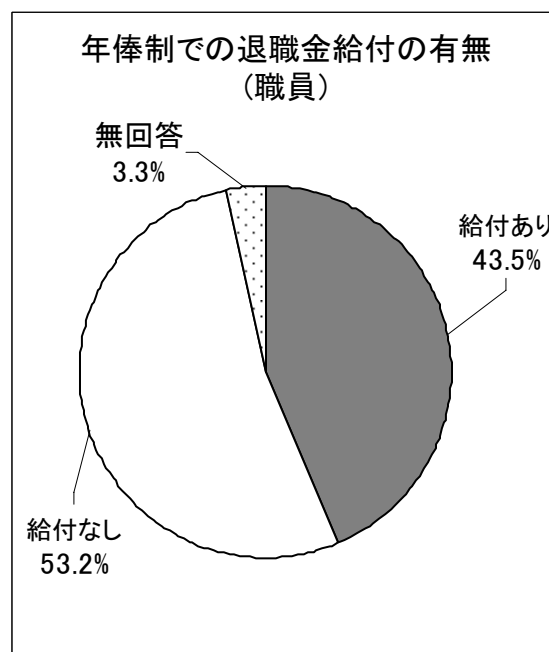
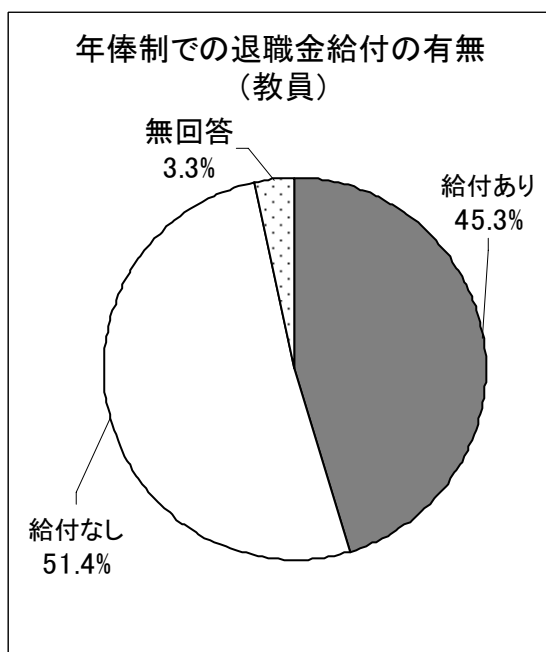
		大学法人	短大法人等	合計
教員	全ての教員	8(6.3)	1(3.6)	9(5.8)
	一部の教員	116(90.6)	25(89.3)	141(90.4)
	無回答	4(3.1)	2(7.1)	6(3.8)
	合計	128(100.0)	28(100.0)	156(100.0)
職員	全ての職員	4(3.1)	0	4(2.6)
	一部の職員	69(53.9)	19(67.9)	88(56.4)
	無回答	55(43.0)	9(32.1)	64(41.0)
	合計	128(100.0)	28(100.0)	156(100.0)



※ G5-2 年俸制の対象とする教職員への退職金給付の有無

(単位：会員数(%))

		大学法人	短大法人等	合 計
教 員	給 付 あり	54(43.5)	14(53.9)	68(45.3)
	給 付 なし	66(53.3)	11(42.3)	77(51.4)
	無 回 答	4(3.2)	1(3.8)	5(3.3)
	合 計	124(100.0)	26(100.0)	150(100.0)
職 員	給 付 あり	32(43.8)	8(42.1)	40(43.5)
	給 付 なし	39(53.5)	10(52.6)	49(53.2)
	無 回 答	2(2.7)	1(5.3)	3(3.3)
	合 計	73(100.0)	19(100.0)	92(100.0)



※ G5-3 年俸制を導入した時期

(単位：会員数(%))

導入時期	教員	職員
1980(昭和 55) 年以前	1(0.7)	0(0)
1981(昭和 56) 年～1990(平成 2) 年	7(4.7)	5(5.4)
1991(平成 3) 年～2000(平成 12) 年	34(22.6)	20(21.7)
2001(平成 13) 年	14(9.3)	10(10.9)
2002(平成 14) 年	14(9.3)	8(8.7)
2003(平成 15) 年	19(12.7)	12(13.0)
2004(平成 16) 年	28(18.7)	10(10.9)
2005(平成 17) 年	13(8.7)	11(12.0)
無 回 答	20(13.3)	16(17.4)
合 計	150(100.0)	92(100.0)

以 上

財団法人 私立大学退職金財団

(代表) 03-3234-3361

ホームページ <http://www.shidai-tai.or.jp/>

E-mail post@shidai-tai.or.jp

(禁無断転載・転用)